

# 香川県報



第 41 号

平成 18 年

5月26日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 告 示

保安林の指定の解除予定	（みどり保全課）	一
生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定（二件）（健康福祉総務課）	（健康福祉総務課）	二
生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出（二件）	（観光振興課）	三
都市公園の区域の変更	（水産課）	四
漁業法の規定による区画漁業の免許の内容となる事項等の決定	（港湾課）	五
港湾施設の供用開始	（建築課）	六
道路の位置指定	（住宅課）	七
平成十六年香川県告示第百二十五号（公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する数値の決定）の一部改正	（経営支援課）	八
大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出	（計量検定所）	
特定計量器定期検査の実施		
選挙管理委員会告示		
政治資金規正法の規定による政治団体の届出		
政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出		
政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出		
政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出		
政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出		
平成十四年香川県選挙管理委員会告示第十三号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出）の一部訂正		

## 告 示

○平成十五年香川県選挙管理委員会告示第三十三号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出）の一部訂正

○平成十五年香川県選挙管理委員会告示第三十六号（政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出）の一部訂正

### ●香川県告示第四百三十八号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年五月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

観音寺市杵田町字浜ノ内乙二二七九の二、乙二二八六の一

#### 二 保安林として指定された目的 風害の防備

#### 三 解除の理由 指定理由の消滅

### ●香川県告示第四百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成一八、三、二〇	まんのう町立美合診療所	仲多度郡まんのう町川東一四九三番地
平成一八、三、二〇	まんのう町立造田診療所	仲多度郡まんのう町造田一九八二番地
平成一八、三、二二	綾川町国民健康保険 枋所診療所	綾歌郡綾川町枋所東一一四六番地

平成一八、三、二二	綾川町国民健康保険 羽床上診療所	綾歌郡綾川町羽床上六〇五番地八
平成一八、三、二二	綾川町国民健康保険 綾上診療所	綾歌郡綾川町山田下三三五二番地一
平成一八、三、二二	綾川町国民健康保険 陶病院	綾歌郡綾川町陶一七二〇番地一
平成一八、三、二二	内海病院	小豆郡小豆島町片城甲四四番地九五
平成一八、三、二二	小豆島町国民健康保 険福田診療所	小豆郡小豆島町福田甲四〇七番地一
平成一八、四、一	大月耳鼻咽喉科医院	坂出市富士見町一丁目一〇番二二二号
平成一八、四、一二	もり内科	小豆郡小豆島町西村甲一四六八番地一
平成一八、四、一七	中央クリニク	観音寺市観音寺町甲三一一三〇番地一
平成一八、三、二〇	まんのう町国民健康 保険美合歯科診療所	仲多度郡まんのう町川東一四九四番地一
平成一八、三、二〇	まんのう町国民健康 保険造田歯科診療所	仲多度郡まんのう町造田一九七四番地一
平成一八、四、一	ここにこ歯科	綾歌郡綾川町陶四一七八番地二
平成一八、四、一	香西歯科医院	坂出市林田町二七四番地一
平成一八、一、二四	大平商店薬局部	三豊市山本町財田西三八四番地三
平成一八、四、一	トマト薬局直島店	香川郡直島町本村六九六番地四〇
平成一八、四、一	大松薬局	綾歌郡宇多津町一四一三番地
平成一八、四、一	有限会社辻上薬局陶 店	綾歌郡綾川町陶二六〇三番地一
平成一八、四、一	京町薬局丸亀店	丸亀市南条町四七番地三

平成一八、四、七	フジヤ中央調剤薬局	観音寺市観音寺町甲三一三二番地
平成一八、五、一	エコ調剤薬局観音寺	観音寺市植田町四〇四番地四
平成一八、五、一	株式会社三河薬品ミ カワ調剤薬局善通寺 原田店	善通寺市原田町一四九四番地一

●香川県告示第四百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のため  
の医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等
	名 称	主たる事務所の所在地	
平成一八、一、一三	有限会社ア シストジャ パン	松山市久米窪田町一 六四番地三	アシスト ジャパン 訪問看護 ステーション 香川
平成一八、三、二二	小豆島町	小豆郡小豆島町池田二 一〇〇番地四	小豆島町 訪問看護 ステーション
		小豆郡小豆島 町片城甲四四 番地九五	

●香川県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医  
療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年五月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一八、三、三一	香西歯科医院	坂出市高屋町一三二九番地一
平成一八、三、一九	琴南町国民健康保険 造田歯科診療所	一 仲多度郡まんのう町造田一九七四番地
平成一八、三、一九	琴南町国民健康保険 美合歯科診療所	一 仲多度郡まんのう町川東一四九四番地
平成一八、三、三一	医療法人社団和風会 観音寺診療所	一 観音寺市観音寺町甲二九七二番地一
平成一八、三、三一	大月耳鼻咽喉科医院	一 坂出市青葉町八番四号
平成一八、三、二〇	内海町国民健康保険 福田診療所	一 小豆郡小豆島町福田甲四〇七番地一
平成一八、三、二〇	内海病院	一 小豆郡小豆島町片城甲四四番地九五
平成一八、三、二〇	綾南町国民健康保険 陶病院	一 綾歌郡綾川町陶一七二〇番地一
平成一八、三、二〇	綾上町国民健康保険 直営綾上診療所	一 綾歌郡綾川町山田下三三五二番地一
平成一八、三、二〇	綾上町国民健康保険 直営羽床上診療所	一 綾歌郡綾川町羽床上六〇五番地八
平成一八、三、二〇	綾上町国民健康保険 直営粉所診療所	一 綾歌郡綾川町粉所東一一四六番地一
平成一八、三、一九	琴南町立造田診療所	一 仲多度郡まんのう町造田一九八二番地
平成一八、三、一九	琴南町立美合診療所	一 仲多度郡まんのう町川東一四九三番地

平成一八、三、三一	トマト薬局直島店	香川郡直島町字高田浦六九六番地四〇
平成一八、三、三一	大松薬局	綾歌郡宇多津町山下一四一三

●香川県告示第四百四十二号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。  
平成十八年五月二十六日  
香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	指定訪問看護事業者	
	名称	訪問看護ステーション
平成一八、三、二〇	内海町 小豆郡小豆島町安田甲一四四番地九〇	内海町訪問看護ステーション 小豆郡小豆島町片城甲四四番地九五

●香川県告示第四百四十三号  
香川県都市公園条例（昭和三十九年香川県条例第二十号）第十三条の二の規定に基づき、次のとおり都市公園の区域の変更について告示する。  
平成十八年五月二十六日  
香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 名称  
琴平公園
  - 二 位置  
仲多度郡琴平町
  - 三 変更に係る区域  
別紙図面のとおり
- なお、「別紙図面」は省略し、その図面は、香川県観光交流局観光振興課に備え置いて縦覧に供する。

●香川県告示第四百四十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、内水面における区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第五項により公示する。

平成十八年五月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 免許の内容となる事項
- 1 漁業の種類 第二種区画漁業
  - 2 漁業の名称 魚類養殖業
  - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
  - 4 漁場の位置及び区域 別表のとおりとする。
- 二 制限又は条件
- 1 ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
  - 2 知事が定める様式により、毎年四月末日までに、その年度の養魚計画及び前年度の養魚実績を提出しなければならない。
  - 3 水利関係者との同意事項を遵守し、協調の上操業しなければならない。
  - 三 免許予定日 平成十八年七月一日
  - 四 免許の存続期間 平成十八年七月一日から平成二十二年三月三十一日まで
  - 五 地元地区 別表のとおりとする。
  - 六 免許申請期間 平成十八年六月七日から同月八日十七時まで

計画番号	漁場の位置	漁場の区域(池名)	地元地区
1	観音寺市村黒町71	筆架池	観音寺市・三豊市
2	観音寺市大野原町大野原二葉41	千歳池	観音寺市・三豊市
3	三豊市豊中町比地大2342-1	蓮池	観音寺市・三豊市

●香川県告示第四百四十五号

香川県管理港湾宮浦港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第十二条第五項の規定に基づき告示する。

平成十八年五月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 港湾施設の種類 係留施設（物揚場）
- 二 名称 物揚場（マイナス四・〇メートル）
- 三 位置 香川郡直島町字宮浦地先
- 四 数量
- 1 延長 一三五・〇メートル（本体一一五・〇メートル）
  - 2 エプロン幅 一〇・〇メートル
  - 3 水深 マイナス四・〇メートル
  - 4 面積 一、二五〇・〇平方メートル
  - 五 能力
    - 1 対象船舶 七〇〇総トンフェリー
    - 2 係留可能隻数 二隻
- 香川県告示第四百四十六号
- 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。
- 平成十八年五月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 中土指道 第二号
- 二 指定年月日 平成十八年五月十二日
- 三 指定道路の位置 坂出市加茂町字牛之子一五五九―二、一五六―一、一五六―八、一五六―九及び同地先農道・水路
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・四メートル  
延長 一三・四五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第四百四十七号

平成十六年香川県告示第二百二十五号（公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する数値の決定）の一部を次のように改正し、平成十八年六月一日から施行する。

平成十八年五月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

昭和五〇年度	中層耐火構造四階建	一階、二階又は三階にあるもの	〇・七
昭和五〇年度	中層耐火構造四階建	四階にあるもの	〇・七

表宇多津の項中

昭和五〇年度	中層耐火構造四階建	一階、二階又は三階にあるもの	ガス給湯器のあるもの 〇・八四
昭和五〇年度	中層耐火構造四階建	四階にあるもの	その他のもの 〇・七八
昭和五〇年度	中層耐火構造四階建	四階にあるもの	〇・七八

に改める。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所 大和工商リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 メディコ21豊浜店 観音寺市豊浜町大字姫浜字芝原一八二番一号ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所 株式会社メディコ二十一 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号  
株式会社つるや 愛媛県松山市湊町三丁目八番一二号  
株式会社サニフーズ 高知県高知市北御座六六番一号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成十九年一月十九日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 一、七一六平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(一) 駐車場の収容台数 七二台
- (二) 駐輪場の収容台数 六二台
- (三) 荷さばき施設の面積 一三二・〇五平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量 一二・五二立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
株式会社メディコ二十一  
開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午後八時

株式会社つるや

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

株式会社サニーツ

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後四時まで

荷さばき施設二 午前九時から午後四時まで

荷さばき施設三 午前七時から午後三時まで

二 届出年月日

平成十八年五月十八日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年五月二十六日(金曜日)から平成十八年九月二十六日(火曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年九月二十六日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項第一号から第五号までに該当するものに限る。)の定期検査を次のとおり実施する。

平成十八年五月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 定期検査の対象となる特定計量器

非自動ばかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

二 定期検査を行う区域、期日及び場所

1 検査区域

さぬき市及び東かがわ市

2 検査期日

平成十八年七月一日から同年八月三十一日まで

3 検査場所

当該特定計量器の所在の場所

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十八年五月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
石井みどり香川県後援会	山下喜世弘	前田 和也	高松市錦町二―八―三八

●香川県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年五月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
民主党香川県総支部連合会	会計責任者の氏名	西丸 一明	三宅 正瞭

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
日本行政書士政治連盟 香川県支部	代表者の氏名	稲田 時久	大塚 寛
	会計責任者の氏名	白坂 正明	川田 卓弘
森川てるお後援会	代表者の氏名	里野 正美	杉村 典夫
	会計責任者の氏名	千田 隆久	里野 正美

●香川県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年五月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

石丸ひでまさ後援会	岡優後援会
-----------	-------

●香川県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年五月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
高砂 清一	高松市議会議員	高砂清一後援会	公職の種類	高松市議会議員	庵治町議会議員

●香川県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年五月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

岡 優	資金管理団体の指定の 取消しの届出をした者 の氏名	高松市議会議員	公職の種類	岡優後援会	取消しの届出のあった 資金管理団体の名称
-----	---------------------------------	---------	-------	-------	-------------------------

●香川県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、自由民主党香川県第三選挙区支部から訂正の届出があったので、平成十四年香川県選挙管理委員会告示第十三号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出）の一部を次のとおり訂正する。

平成十八年五月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一の表自由民主党香川県第三選挙区支部の項中「高橋 元則」を「高橋 元則」に改める。

●香川県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、高砂清一後援会から訂正の届出があったので、平成十五年香川県選挙管理委員会告示第三十三号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出）の一部を次のとおり訂正する。

平成十八年五月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

二の表高砂清一後援会の項中「高砂 清一」を「高砂 清一」に、「高砂 詠子」を「高砂 詠子」に改める。

●香川県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出について、高砂清一から訂正の届出があったので、平成十五年香川県選挙管理委員会告示第三十六号（政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出）の一部を次のとおり訂正する。

平成十八年五月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦  
表中「高砂 清一」を「高砂 清一」に改める。

平成十八年五月二十六日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています